○　激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱（昭和 47 年 11 月 10 日付け 47 農地Ｄ 第 843 号農林事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　　正　　後	現　　行
第１～第９　（略） （その他） 第10　本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。 　この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。 別紙様式第１　（略） 別紙様式第２ 湛水排除事業出来高調書 １．団地名 ２．所在地 ３．事業主体名 ４．湛水状況等 (1)湛水の原因（湛水の原因となった災害名および湛水の直接原因等を記入すること。） (2)湛水期間　自　　年　　月　　日 　　至　　年　　月　　日　日間 (3)湛水面積及び湛水排除量　（略） ５．事業の実施状況　（略）	第１～第９　（略） （新設） 別紙様式第１　（略） 別紙様式第２ 湛水排除事業出来高調書 １．団地名 ２．所在地 ３．事業主体名 ４．湛水状況等 (1)湛水の原因（湛水の原因となった災害名および湛水の直接原因等を記入すること。） (2)湛水期間　自　平成　　年　　月　　日 　　至　平成　　年　　月　　日　日間 (3)湛水面積及び湛水排除量　（略） ５．事業の実施状況　（略）

別紙様式第３　（略）	別紙様式第３　（略）

附　則

この通知は、令和５年５月 26 日から施行する。